

海外のニュース

～アジア型マイマイガの英語名の変更及び規制措置の変更について～

1 マイマイガについて

マイマイガ(学名: *Lymantria dispar*)はドクガ科に属する大型の蛾で、日本を含むアジア、ヨーロッパ、北アフリカ、北アメリカ東部の温帯地域に広く分布する。幼虫が、広葉樹を主体として針葉樹も含む様々な樹種の葉を食害することから森林害虫として知られている。我が国を含む東アジアには、ヨーロッパや北アメリカに生息するヨーロッパ型マイマイガに比べて寄主範囲が広く、雌の分散能力が高いアジア型マイマイガが生息している。このアジア型マイマイガの英語の一般名はこれまで Asian Gypsy Moth (AGM) と呼ばれていたが、2022年3月に米国の昆虫学会が軽蔑的な名称であるとして「gypsy moth」を「spongy moth」に変更することを発表し、これを受け2022年12月に米国およびカナダをはじめとするアジア型マイマイガ規制国^{*1}はアジア型マイマイガの英語の一般名を Flighted Spongy Moth Complex (FSMC) に変更する旨を正式発表している。

^{*1} 米国、カナダ、チリ、ニュージーランド、アルゼンチン

2 アジア型マイマイガ規制国による規制措置の変更

アジア型マイマイガ規制国は、FSMCの卵塊が船舶に付着することで船舶を経路として自国にFSMCが侵入することを警戒している。このため、規制国への入港の際、FSMC飛翔期間に我が国に寄港した船舶に対して、我が国の民間検査機関が発給するFSMC不在証明書の提示を要求している。2010年に日本全国を対象とした不在証明制度が開始されたが、規制国は、FSMC飛翔期間外に寄港した船舶でFSMCの発見事例があることを踏まえ、我が国の地域毎の飛翔期間を見直し、日本全体として6月～9月であった飛翔期間が2022年から5月～10月に拡大されている(表)。

表 規制国が設定した我が国のFSMC飛翔期間

県	見直し前	見直し後(2022年5月～)
北海道、青森県、岩手県、秋田県 ^{※2} 、山形県 ^{※2} 、宮城県、福島県	7月1日～9月30日	6月15日～10月15日
新潟県、富山県、石川県、(※2見直し前は本期間に該当)	6月25日～9月15日	6月1日～9月30日
福井県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県	6月20日～8月20日	
和歌山県、大阪府、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	6月1日～8月10日	5月15日～8月31日
香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県	5月25日～6月30日	5月25日～6月30日
沖縄県	5月25日～6月30日	5月25日～6月30日

本誌の完全デジタル化について

本誌は、国内外で話題となっている病害虫の情報を国内の関係者に伝達し、病害虫防除の効果的な推進に資することを目的として、1979年11月から44年間にわたり、現在までに本号を含め130号が発行されています。2023年4月1日から施行された植物防疫法の一部を改正する法律により、侵入調査事業が法的に位置づけられ、植物防疫所及び都道府県が実施する侵入調査の対象病害虫が拡大されるとともに、対象病害虫の侵入等を認めた者の通報義務が設けられ、病害虫に対する情報を適期に広く周知する必要性が高まっています。

一方、紙媒体での配布先は都道府県、大学、研究機関等に限定されていること、頁数や発行回数が制限されることから、必要な情報を適期に広く周知することには限界があると考え、本号をもって紙媒体での配布を取り止め、今後は主に侵入調査の対象病害虫の解説を中心に植物防疫所ホームページのみに掲載する「デジタル化」に移行し、より柔軟に病害虫に関する情報を提供することとしております(1号当たり2～3種の病害虫を解説します)。

情報の提供は、原則として年間4回(7月、9

月、1月及び3月)とし、臨時に情報を提供する必要があるときは随時提供できるようにしますので、引き続きご覧いただければ幸いです。

なお、紙媒体での配布の取止めに併せ、メールマガジン等を活用して、掲載された旨を周知する予定です。



図1 1979年11月1日発行「病害虫情報第1号」

発行所 横浜植物防疫所
 発行人 森田 富幸
 編集責任者 三角 隆
 掲載 植物防疫所ホームページ

<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pestinfo/index.html>

←本誌アンケートをこちらのURLから募集中!
 無断転載禁止

